

## 賃金控除に関する協定書

甲（使用者：社会福祉法人伸康会）と乙（労働者代表：工藤樹理）は、労働基準法第24条第1項ただし書きに基づき、法令に定めるものの他に賃金から控除するものに関する協定を締結する。

### 記

第1条 甲は、次の各号に定めるものを、従業員の毎月の賃金から控除して控除して支払うことができる。

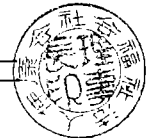
- ①財形貯蓄
- ②給食費
- ③団体扱いの生命保険・損害保険の保険料

第2条 本協定の有効期限は、令和7年3月1日から1年間とし、甲乙ともに異議のないときは1年間延長するものとし、以後同様に取り扱うものとする。

第3条 本協定は、甲乙いずれか一方からの当事者が90日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

令和6年3月1日

甲：社会福祉法人 伸康会 理事長 蒔苗俊二



印

乙：

工藤 樹理



